

休学、復学、退学、卒業・修了時の 留学生の在留資格・ビザの取り扱いについて

休学について

出入国管理及び難民認定法により、在留資格「留学」に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合(ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く)は、在留資格を取消されることがあります。休学もこれに該当しますので、どうしても休学しなければならない場合は、指導教員や学生支援チームに相談してください。なお、休学中は、資格外活動(アルバイト)は認められません。

休学中は、「留学」ビザ(在留資格)の在留期間が残っていても帰国するか、直ちに「留学」から適切な在留資格に変更してください。

卒業、修了時について

東京大学を卒業・修了または退学した後は、「留学」ビザ(在留資格)の在留期間が残っていても、帰国することになります。

●日本に残りたい場合

直ちに「留学」から適切な在留資格に変更してください。在留資格「留学」のまま滞在することは違法となります。

復学について

●帰国した場合

在留資格認定証明書を日本の入国管理局から再度取得する必要があります。在留資格認定証明書は申請から交付まで審査期間が最短でも2~3か月(問題がない場合)かかりますので、早めに準備・申請するようにしてください。

●他の在留資格に変更した場合

他の在留資格から在留資格「留学」に変更する際、「所属機関等作成1・2」を学生支援チームにて作成しますので、早めに準備・申請するようにしてください。

その他の注意点について

卒業・修了または退学した場合、または休学により帰国や在留資格「留学」から他の在留資格となった場合、東京大学は連帯保証人になれません。東京大学をアパート賃貸借の際の連帯保証人としている方は、必ず国際支援課に届け出てください。

(参考)連帯保証人

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-housing-g.html>

在留資格等について不明な点がある場合は事前に余裕をもって学生支援チーム窓口にご相談ください。

【参考】東京大学 留学生支援ウェブサイト>日本での生活

●在留資格・ビザ

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/inbound/ja/life-visa.html>

2023年5月30日

教育学研究科 学生支援チーム